



磐田用水

第50号

令和6年5月1日
発行

令和6年4月1日現在 組合員数：4,154人 賦課面積：2,894ha



地域で活躍する女性農家（磐田市）

目次

ごあいさつ	P2、P3
役員紹介	P4
会計報告	P5
改良区全体のうごき	P6、P7
事業係よりお知らせ	P8、P9
庶務係よりお知らせ	P10、P11
水源地感謝米	P12

水土里ネットいわた用水(磐田用水東部土地改良区)

〒437-0043 静岡県袋井市新池3001

TEL.0538-42-3175 FAX.0538-42-3176

Email:info@iwatou.com

http://www.iwatou.com/



いわた用水

検索



理事長挨拶

理事長 永田 勝美

磐田用水広報 第50号発刊にあたりご挨拶申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震におきまして、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地の皆様の安全と1日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

さて、組合員の皆様には日頃より改良区の運営、用水事業にご理解ご協力いただき心からお礼申し上げます。第139回通常総代会では総代皆様のご出席と関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 鹿野次長、中遠農林事務所 佐藤所長のご臨席をいただき無事終了することができました。ここに新年度がスタートできたことを重ねて感謝申し上げます。

近年では地球温暖化による異常気象や世界的な食料情勢の変化などにより、農業を取り巻く情勢が変化してきています。そのため、食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正されることとなりました。ロシアによるウクライナ侵攻など世界情勢が混沌としている中で、食料の確保が非常に大切となってきます。当土地改良区管内では国営応急対策事業により、浅羽揚水機場の改修が令和6年度に完成予定となっておりますが、食料の確保にはこのような農地整備が必要不可欠であると感じております。

また、現在日本の出生数が約70万人強と過去最少を更新しており、農家の高齢化と担い手の減少がこの先深刻な問題になるのではないかと危惧しています。そのため、今後の農村振興では担い手農家の育成が必要になってくると考えています。袋井市では人農地プランの法定化により将来計画を実施しており、現状約75%の農地を担い手の農家へ貸している状態で、将来的には担い手の負担が大きくなっていきます。農家が減っていく中で、今後担い手の農家が大規模かつ効率的に安心して農業を実施できるようにするためには、農地を貸している土地所有者や部農会、用水組合等地域の皆様で課題を共有し協力していく必要があります。当土地改良区としましても役員・総代をはじめ、関係する国、県、市町とも情報共有をしていき、地域発展のために取り組む所存でありますのでよろしくお願い申し上げます。



ご挨拶

関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
所長 小林 賢一

令和6年4月1日付、関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長を拝命しました、小林賢一と申します。出身は神奈川県で、これまで農林水産本省や九州農政局、新潟市役所などで勤務しましたが、関東農政局管内は初めてとなります。今後、当事務所管内の風土や農業に対する理解を深め、地域の実情に即した事業を進めてまいります。

さて、磐田用水東部土地改良区の皆様には、平素より農業農村整備事業の推進、農業・農村の振興に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国営施設応急対策事業 天竜川下流地区(浅羽揚水機場の改修)」につきましては、令和3年度から事業着手し、令和7年度の完了に向けて計画的に進めています。

また、「国営かんがい排水事業 天竜川下流二期地区」につきましては、令和6年度から全体実施設計に着手したところであり、貴土地改良区をはじめ、関係機関と連携して、事業化に向けた調整を進めて参りますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。



ご挨拶

静岡県中遠農林事務所
所長 佐藤 欣久

日頃より、磐田用水東部土地改良区の皆様方には、農業用水の安定取水や施設の適切な維持管理にご尽力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

早いもので当事務所に勤務して3年目を迎えます。我々は、安全で良質な農産物の安定的な生産や、農業・農村の多面的な機能を将来にわたり維持していくために、生産者がしっかり儲かる農業の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりますので、農業・農村振興施策の推進にご理解とご協力をよろしくお願ひします。

貴土地改良区管内における県営事業につきましては、今年度から、天竜川下流浅羽用水地区のパイプライン更新整備に着手するとともに、令和4年度からの継続事業である春岡揚水機場のポンプ更新が完了できるよう着実に推進してまいります。

また、天竜川下流用水全体の水利施設においては、農林水産省直轄による2期整備に向けて、令和6年度に全体実施設計がスタートします。中遠農林事務所では、引き続き、土地改良区、市町等の関係機関と連携し、地域の要望を反映した事業内容となるよう調整してまいりますので、皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい理事が就任されました



理事 ほんだ じゅんじ
本郷 順二 (笠梅)

令和5年11月13日期日にて補欠選挙を行い、本郷順二氏が就任されました。任期は令和9年3月30日までとなります。

当改良区初の女性理事

令和6年3月26日期日にて補欠選挙を行い、員外理事に女性3名が就任され、当改良区初の女性理事となりました。

女性の社会進出の機運が高まる中、土地改良区でも全国で女性理事登用の取組が推進されています。当改良区でも改良区運営に携わっていただくことで、これからの時代に合った意見を取り入れていきたいと考えています。

ご挨拶



員外理事 なかの みつこ
中野 満子 (新池)

農家に嫁いで50年になり、年をとっても仕事が続けられるように、施設・機械などうまく取り入れて、次の世代に繋いでいければと思います。

今回理事のお話をいただき、改めて地域の農業環境等考えていきたいです。



員外理事 ながた けいこ
永田 恵子 (新貝)

専業農家に嫁ぎ、農業生産のゼロから生む難しさと楽しさを実感しました。子育てが終わり、県ときめき女性で男女共同参画の必要性を学び、市農業委員に推薦され在籍。仲間と自家製野菜を持ち寄り加工品作りに励み、軽トラ市に出店。高評価を得ました。

土地改良区事業は、皆さんと共に次世代への農業の橋渡しができる活動と思っております。



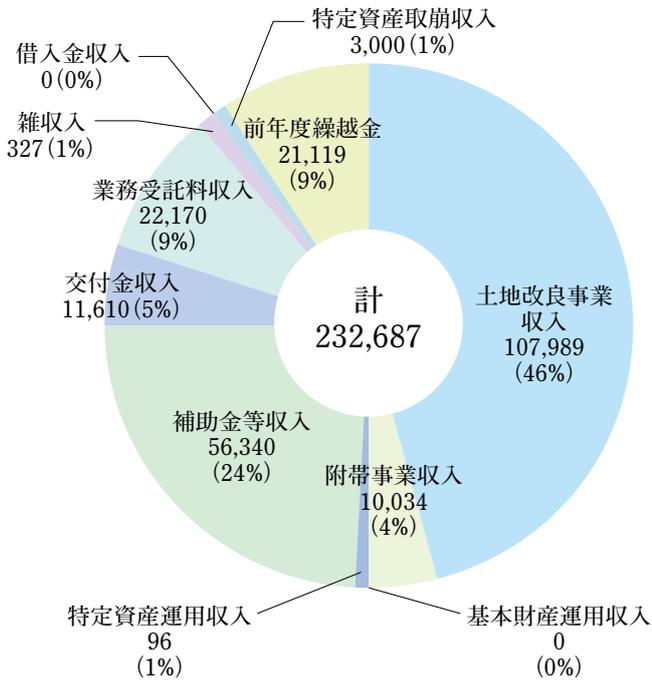
員外理事 すずき ちほこ
鈴木 智保子 (円田)

水源地域へ感謝を届ける“感謝米”の取り組みに感銘を受けています。これからは、女性員外理事としての視点から新しい発信をしていきたいと思えます。皆様からご指導いただきながら微力ですが精一杯務めてまいります。

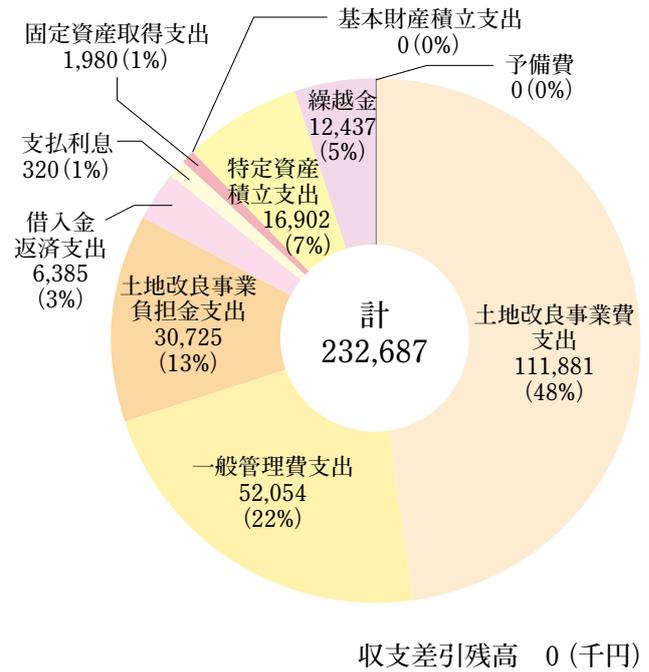
令和4年度 一般会計決算額

232,687千円

収入の部 (千円)



支出の部 (千円)



特定資産積立金残高 (令和5年3月31日時点)

職員退職給付引当積立資産	47,651,418円
転用決済金積立資産	299,602,821円
財政調整積立資産	25,236,689円

令和5年度末 借入金現在高 **23,509,735円**

令和6年度 一般会計予算額

328,576千円

収入の部 (千円)

款	予算額
1 土地改良事業収入	118,205
2 附帯事業収入	11,449
3 基本財産運用収入	1
4 特定資産運用収入	1,433
5 補助金等収入	60,983
6 交付金収入	11,250
7 業務受託料収入	26,643
8 雑収入	82
9 借入金収入	2,501
10 特定資産取崩収入	84,029
11 前年度繰越金	12,000
計	328,576

支出の部 (千円)

款	予算額
1 土地改良事業費支出	127,875
2 一般管理費支出	121,318
3 土地改良事業負担金支出	39,258
4 借入金返済支出	5,766
5 支払利息	157
6 固定資産取得支出	3
7 基本財産積立支出	1
8 特定資産積立支出	24,698
9 繰越金	8,000
10 予備費	1,500
計	328,576

改良区全体のうごき

国営施設応急対策事業「天竜川下流地区」

浅羽揚水機場の改修工事が令和3年度より国営施設応急対策事業「天竜川下流地区」として採択され、令和4年度に工事着手しました。

新機場の建設は令和6年度に完成を予定しており、令和7年度のかんがい期に試運転を行う予定です。



令和6年3月時点浅羽揚水新機場写真
(※写真は西関東土地改良調査管理事務所から提供)



国営土地改良事業「天竜川下流二期地区」の全体実施設計が始まります

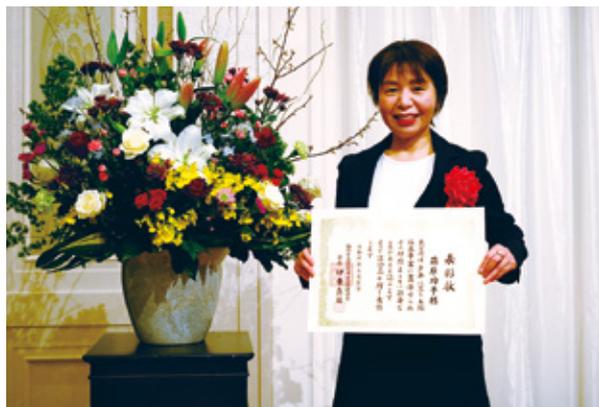
令和5年度に地区調査が終了し、令和6年度から令和8年度まで全体実施設計が実施されます。本年度の事業内容は、事業費の精査に必要な事業計画の検討、受益面積の整理、河川協議資料作成等が行われる予定です。

令和7年3月の総代会において令和9年度事業着工要望に係る議決を得て要望書を袋井市、磐田市、森町に提出する予定です。

土地改良功労者表彰式にて当改良区職員が表彰されました

令和6年3月21日に静岡市駿河区「ホテルグランヒルズ静岡」にて静岡県土地改良事業団体連合会の通常総会が開催され、土地改良功労者表彰式が行われました。

長年に亘り土地改良関係に貢献した方を表彰するもので、本年は県内土地改良区の役員16名、職員4名が選出され、当改良区事務局の藤原玲子が表彰されました。



土地改良功労者表彰式

役員総代視察研修を実施しました

令和5年7月4日に役員総代視察研修を実施しました。この研修は役員、総代を対象に、天竜川からの水の流れや磐田用水に関係する施設などの理解を深める目的で行っています。

主だった施設として、磐田用水が取水している船明ダムとその上流にある佐久間ダム、そして社山幹線の始点となる施設でもある神増分水工と末端に位置する浅羽揚水機場を視察しました。



佐久間ダム視察



船明ダム視察

視察や学校教育に協力しています

国営施設応急対策事業で浅羽揚水機場新築工事が着工したため、西関東土地改良調査管理事務所から視察協力の依頼があり、現浅羽揚水機場の維持管理や課題の説明を当改良区が行いました。その他にも県や市から水田ICT水管理などの視察協力の依頼がありました。

また袋井高等学校や静岡農業高等学校の生徒が来所し、施設での現地見学や当改良区の概要の説明を通して水管理の大切さを伝えました。

- ・新潟県上越農地協議会:水田ICT水管理
- ・袋井高等学校1年生:フィールドワーク
- ・長野県伊那市東原地区圃場整備事業実行委員会:スマート農業
- ・静岡農業高等学校2年生:現地見学会
- ・ほか3団体



見学の様子

事業係よりお知らせ

山科用水アーチ型フェンス設置工事

転落防止及び不法投棄防止ためアーチ型フェンスの設置工事を行いました。



▲設置前



▲設置後

田原用水新貝制水ゲート新設工事

田原用水の新貝地内制水ゲートを更新しました。



▲更新前



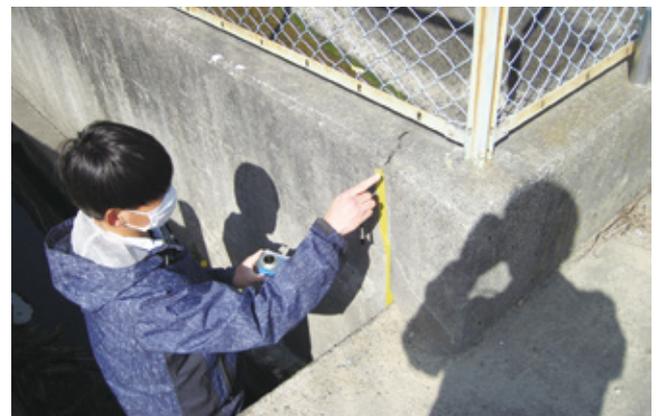
▲更新後

職員による直営施工

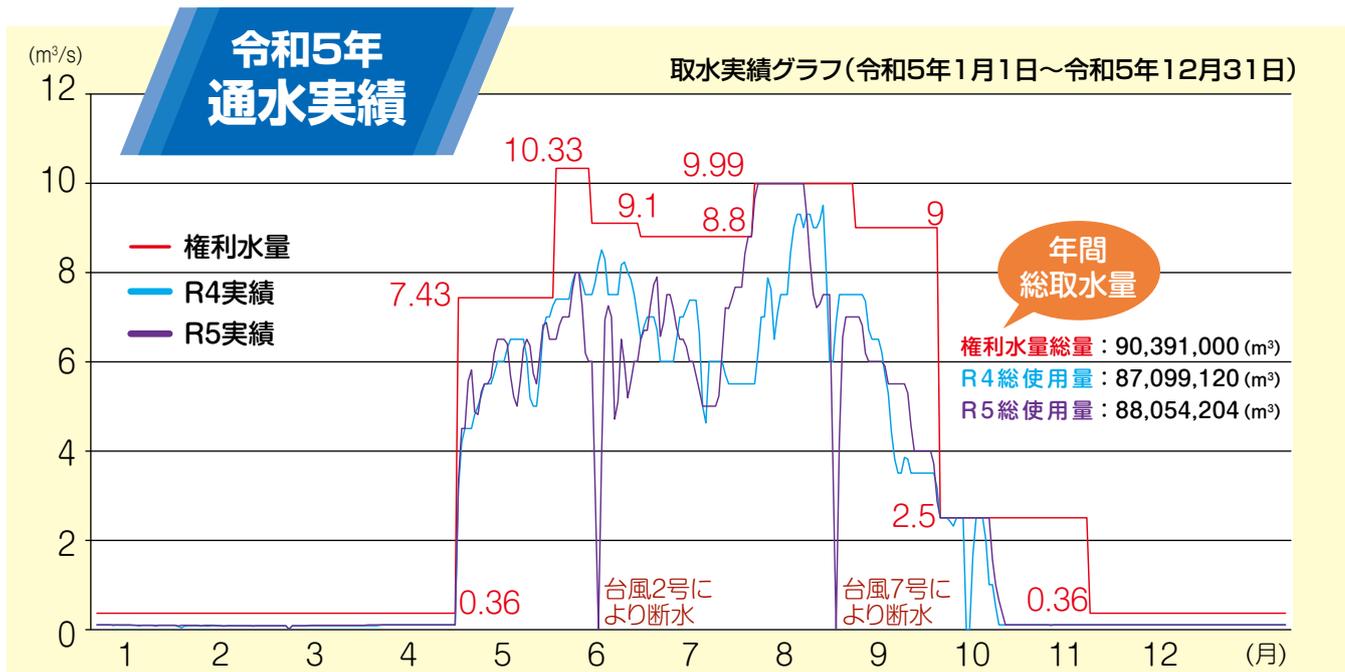
今井田原用水のゴミ投棄防止ネットが剥がれていたため補修しました。その他に水路の目地等の補修を実施しました。



▲今井田原用水ネット補修



▲水路目地補修



令和5年は7月中旬から8月にかけて雨が降らず、最大権利水量で運用しても末端まで水が届きづらい状況となっていました。皆様のご理解、ご協力をいただきまして無事に取水を終了することができました。また6月、8月の台風の接近には取水を停止して対応しました。管理施設に被害はありませんでした。

本年も通水に関しては特に問題なく例年通り行う予定ですが、近年の異常気象に対応できるよう、皆様の日頃からの水管理や節水へのご協力をお願いします。

大雨洪水警報解除後はすぐに田への取水ができない場合があります

磐田用水では、台風や集中豪雨等、大雨洪水警報発令時は規程により船明ダムからの取水量を大幅に減量して対応しており、さらに気象状況や市町からの協議により断水することがあります。

災害対策のため取水量を減らす際にはメール(登録方法はP11を参照)及びホームページにて連絡しています。

警報解除後は速やかに再通水するよう対応していますが、十分な安全確認の後に通水となります。警報解除から一両日中は田への取水ができない場合がありますのでご了承ください。

景観保全助成金制度をご活用ください

景観保全助成金制度とは、磐田用水で管理するべき用水路敷地の草刈りを地元でやっていただいた場合、一定の要件を満たして申請していただくと1㎡あたり25円を助成する制度です。毎年約20団体がこの制度を活用して用水敷地の管理にご協力いただいております。

制度のご利用を希望される場合は事前に現地調査して面積を算出しますので、まずはご相談ください。

また、申請書提出の際には、通帳のコピーを添付しご提出をお願いします。



要件

- ① 団体(グループ)であること
- ② 年2回まで
- ③ 事前にご相談いただいた上で草刈りを実施すること
- ④ 上記①～③を満たした上で12月10日までに申請書を提出すること

庶務係よりお知らせ



1. 賦課金の納入について

(1) 賦課金 10a当り 2,800円(1㎡当り2.8円)

(2) 賦課期日 4月1日

・4月に入ってからの除斥は、当年分の賦課金が発生しますのでご了承ください

・4月に入ってからの組合員変更は翌年度からの反映となりますのでご了承ください

(3) 徴収期日 年2回 1期：5月末日 2期：11月末日

年額12,000円未満の方は年1回(1期のみ)です

※現金納付の方は、2期分の賦課通知書も5月に一括送付しておりますので、紛失されないようご注意ください。

口座振替による賦課金の納入についてお願い

口座振替は、現在組合員の約90%の方が利用されています。ぜひご利用下さい。

取扱金融機関

● 静岡県内の各農業協同組合

● 静岡銀行

● スルガ銀行

● 浜松いわた信用金庫

● 島田掛川信用金庫

● ゆうちょ銀行



口座振替依頼書は、当改良区に用意してありますので、ご連絡下されば郵送致します

休耕、転作等で用水利用が無い場合でも賦課金がかかります。

2. 除斥手続きについて

改良区の受益地として台帳に記載されている土地について、農地転用等除斥する場合は、除斥手続きと除斥料の納付が必要です。公共事業(道路拡幅、河川改修等)の用地買収の場合にも除斥料の納付がされない限り賦課金がかかり続けますので、必ずお手続きをお願いします。

転用除斥料(決済金) 10a当り 230,000円(1㎡当り230円)

田を畑や宅地にしたり、公共事業買収をした際に除斥手続きをしないまま、その後相続した際に事情がわからず、水利用がないのに毎年賦課金が発生している等といったお問い合わせが非常に多いです。後世のトラブルとにならないよう確実にお手続きをお願いします。

※土地売却に伴う農地転用決済金は譲渡費用として認められます

土地を売却された際に土地改良区へ支払われた決済金は、一定の要件を満たす場合は所得税が減額される場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

3. 組合員変更手続きについて

磐田用水の土地台帳の変更は、法律により、組合員からの届け出によってのみ変更されます。

農業委員会や登記の手続きが完了しても、土地改良区の台帳は届出があるまで変更されません。

農地中間管理機構の仲介による貸借でも変更の手続きは必要です。

(平成31年の法改正により、農地中間管理機構から改良区への通知によって変更手続きとすることができるようになりました。機構又は個人いずれかからの申請は必要ですので、どちらが手続きするか等については機構又は市町村担当課へお問合せください。)

特に次のような場合には必ず組合員変更のお手続きをお願いします。

田の売買・
耕作異動

住所や氏名の
変更

組合員の死亡
(相続)

ご連絡頂ければ届出用紙をお送りします。またホームページからのダウンロードもできます。

土地改良区の組合員は、法律上の原則として

- ①自身の土地を自身で耕作されている方
- ②利用権や中間管理機構等により農業委員会へ届出して土地を借りて耕作している方
- ③上記に当てはまらない場合は土地所有者となります。

つまり農業委員会等への届け出なしで田を借りて耕作している場合は、法律上は改良区組合員とはなりません。改良区設立より長年が経過し、これらの原則と実態が乖離してきており、全国的な課題となっています。

田の貸し借りを行う際には、磐田用水への組合員変更と併せて農業委員会への届け出をお願いします。特に地域の担い手農家に田を貸す場合は、農業委員会への届け出の有無をよくご確認ください。

●ホームページについて

磐田用水ホームページ (<http://www.iwatou.com>) では、水に関する緊急のお知らせの掲載や、各種申請書のダウンロード等が可能となっております。是非ご利用ください。



●メール配信サービスについて

用水の緊急情報をメールにてお知らせしております。上記ホームページから登録できますので是非ご登録ください(迷惑メール対策されている方は@iwatou.comからのメールを受信できるよう設定が必要です)

水の恵みに感謝 「感謝米」を水源地に

平成23年度より水源地で森林を守っている方々に感謝米を寄贈しております。

役員総代をはじめ多くの方にご協力いただき厚く御礼申し上げます。



▲天竜区
感謝米贈呈



▲水窪森林組合感謝米贈呈



▲感謝米贈呈により喬木村から表彰

- 感謝米贈呈先**
- 天竜森林組合
 - 水窪森林組合
 - 長野県塩尻市
 - 長野県駒ヶ根市
 - 長野県喬木村

令和5年度 感謝米贈呈実績

寺谷用水	磐田用水	合計
33	25.5	58.5

(単位:俵=60kg)

贈呈された感謝米はそれぞれの市町村で、天竜川下流域からの感謝米であることや地元での森林を守ることの大切さを伝え、学校教育や社会福祉に役立てられています。



◀特別養護老人ホーム
「みさくぼの里」



水窪地区
社会福祉協議会 ▶

かんしゃまい
感謝米 をいただきました

「感謝米」とは、静岡県磐田市からいただく新米です。『磐田市は天竜川の恩恵を受けているので、天竜川の上流部の水源地を管理している方々に感謝して、新米を贈りたい』と、平成24年度から、磐田市の寺谷用水土地改良区の方々と磐田川水源地土地改良区の方々が始めてくださった取り組みです。喬木村のほか、駒ヶ根市や森林組合等にも「感謝米」が送られています。

調理場では、1月12日(金)から1月29日頃まで、この「感謝米」でごはんを炊きます。「米」という漢字は、「八十八」という文字からつられるように、お米ができたときには、88もの季節(工程)がかかります。昔に比べれば便利な機械も増えましたが、それでもお米を収穫するまでにはたくさんの時間がかかり、農家の労の苦労もあります。

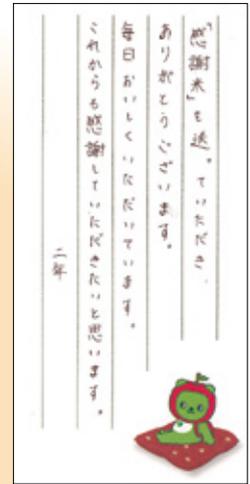
「感謝米」として毎年いただいているお米、おいしくいただいている私たちこそ、農家の方々に感謝を伝えたいものです。

さて、この感謝米のことについて感想やお礼の言葉などがありましたら、下の枠内に記入をお願いします。お米を届けてくださった静岡県磐田市の方々に、みなさんの声をお届けしたいと思います。

感謝米今年もありがとうございます
お米をたべてみたら、もろもろで
口の中にお米の甘さがひらがで
おいしかったです。
ありがとうございました。

磐本 第一小学校・第二小学校・中学校 3年 1組

この用紙はクワースに1冊配布していますが、提出が強制ではありません。また、書いていただけない場合も、クワース会員でなくても随時です。提出していただく場合は、1月26日(金)までに各所の協議会の先生まで届出をお願いします。



◀小中学校よりお礼の手紙



▲塩尻市両小野小学校



◀塩尻市両小野中学校

毎年お米を頂戴し、ありがとうございます。
お米を作るときは、あなたの手間がかかります。
知りだも、左右され、とても大変なことだと
思っています。大切に食べてお米を大切に
贈ってくださいありがとうございます。大切にいただきます。
磐本 第一小学校・第二小学校・中学校 3年 2組